

「道の駅」てしお 事業継続計画（BCP）



令和5年 1月

天塩町

目次

1	はじめに	1
1-1	目的・趣旨	2
1-2	対象とする組織	2
1-3	本計画の位置づけ	2
1-4	災害発生時の基本方針	3
2	運用体制	4
2-1	災害時の運営管理体制	4
2-1-1	運営管理体制	4
2-1-2	災害時の連絡フロー	6
2-1-3	災害本部における指揮系統	7
2-1-4	災害協定一覧	8
3	基本的な考え方	9
3-1	大規模災害時の重要業務	9
3-1-1	重要業務の抽出	9
3-2	必要資源の現状把握	11
3-2-1	参集可能人員	11
3-3	ライフライン	13
3-4	災害時備蓄一覧	14
4	危険事象・被害状況の想定	15
4-1	想定される危険事象	15
4-2	危険事象における被害想定	15
4-3	ライフライン・インフラ等の被害想定	18
4-3-1	災害用トイレの容量	18
5	重要業務の行動計画・タイムライン	19
5-1	タイムライン	19
5-2	重要業務の行動計画	22
5-2-1	安否確認、二次災害の防止、災害用設備の起動	23
5-2-2	避難場所の確保・誘導、災害用備蓄の搬出、配布	31
5-2-3	利用者や関係機関等への情報発信・共有	35
5-2-4	緊急活動スペースの点検・確保	39
5-2-5	食料品・生活必需品の早期販売再開	40
5-2-6	感染症の予防や拡大防止対策	41
6	持続的な改善に向けた取組	43
6-1	定期訓練	43
6-2	BCPの定期的な見直し	44
6-3	その他	44
7	巻末資料	45

1 はじめに

道の駅では、災害発生直後において、一般利用者の安全を確保するための初動の対応が求められる。また、発災後は一定期間、一時避難者が道の駅に滞留することが想定されるため、そうした避難者に対して防災設備・備蓄などの提供・活用が必要となる。

本計画は、道の駅「てしお」が災害発生時においても、所要の防災機能を迅速かつ円滑に発揮されることを目的とする事業継続計画(Business Continuity Plan)である。

道の駅「てしお」の管理運営者、設置者である天塩町及び道路管理者である国土交通省北海道開発局、北海道は災害発生時において、本計画に基づき、関係機関と連携し、業務を実施するとともに、定期的に防災訓練の場を設けるものとする。

1-1 目的・趣旨

道の駅 BCP は、大規模災害が発生した場合において、災害対策の拠点となる道の駅の機能の低下を最小限にとどめながら、住民の生命、生活を保護し、社会経済活動を維持することを目的とする。

また、住民の生命や生活を守るために災害応急対策業務にあたらなければならない職員の防災意識の向上だけでなく、本計画に基づく防災対策を実行することによって業務執行体制を確保することを目的とする。

1-2 対象とする組織

災害が発生した場合の本計画における対象組織は、道の駅管理者である天塩町商工会(委託)および計画策定者である天塩町とし、適宜連携を取ることにする。

また、当道の駅は町の地域防災計画において指定緊急避難場所として位置づけていることから、各防災関係機関との関連性に留意した性格を持った内容として計画を策定する。

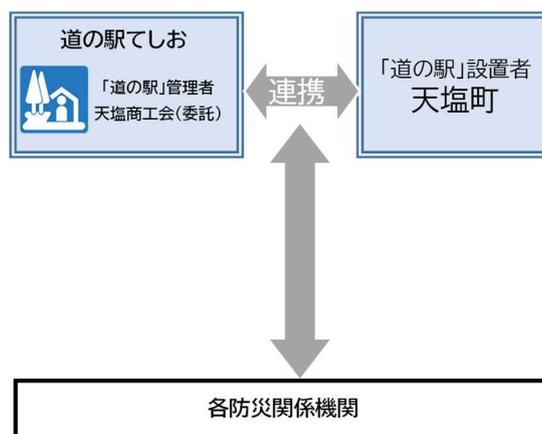


図 1 計画における対象となる組織

1-3 本計画の位置づけ

地域防災計画は、自然災害から町民の生命、身体及び財産を守るため、町、関係機関、地域、町民等が有効に機能を発揮し、協力・連携して防災に万全を期するため、必要な災害予防対策・災害応急対策及び復旧・復興対策に関する事項が定められている。

一方、道の駅 BCP は、大規模災害の発生により、職員、設備等が被災することを前提としており、利用できる資源に制約がある状況下であっても、災害対応業務とともに、通常時の業務のうち、特に優先的に継続しなければならない業務を実施するために、その方法や職員体制等をあらかじめ検討しておくものである。

また、道の駅 BCP では、特に大規模地震を想定し策定するが、風水害やその他の危機事象に対する業務継続の考え方にも適用できる部分もあることから、他の危機事象に対しても可能な範囲で適用する。

表 1 地域防災計画と道の駅 BCP の関係

項目		地域防災計画	道の駅BCP
計画の趣旨		地方公共団体が、発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画	必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画(実効性の確保)
実施主体		町、北海道、公共機関、町民等	天塩町・道の駅管理者
施設の被災		想定しない	職員、施設、設備等の資源の被災状況を想定し、利用可能な資源を前提とし計画を策定
対象業務	災害予防	対象とする	対象とする
	災害応急対策	対象とする	対象とする
	災害復旧	対象とする	対象としない
	優先度の高い通常業務	対象としない	対象とする
各業務の優先度		想定しない	非常時に行わなければならない業務ごとの優先順位を定める

1-4 災害発生時の基本方針

道の駅「てしお」は、町の地域防災計画において、「洪水」「地震」「津波」「大規模な火事」における災害発生時に対応する指定緊急避難場所として位置づけられている。

これらを踏まえ、災害発生時に道の駅「てしお」が所要の防災機能を迅速かつ円滑に発揮することを目的として、基本方針を以下のとおり規定する。

- 生命の安全確保を最優先とし、迅速な安否確認を行う
- 防災拠点としての機能を円滑に開始できるように準備を整える
- 大規模災害発生時、迅速かつ円滑に一時避難場所として開始できるための準備を整える
- 大規模災害が発生しても、生活必需品の早期販売再開ができるよう準備を整える

2 運用体制

2-1 災害時の運営管理体制

2-1-1 運営管理体制

災害時での、道の駅「てしお」におけるBCPの運用は下記の体制を構築する。

指揮系統を「道の駅」設置者である天塩町とし、管理運営者である天塩商工会は天塩町と連携し、災害発生時の初動対応を行う。そのほか道路管理者である国土交通省北海道開発局留萌開発建設部、北海道留萌振興局、関係機関(消防・警察・病院、社会インフラ機関、取引会社等)で体制を構築して運用する。(連絡先一覧は、様式-6 に記載する。)

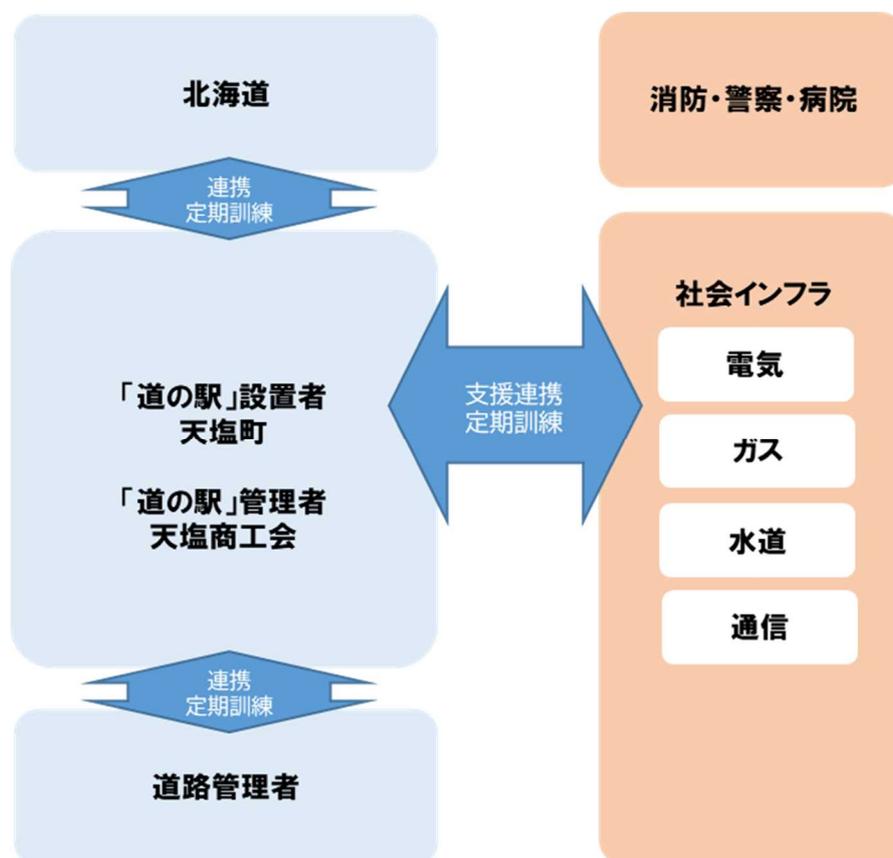


図 2 災害時の運営管理体制

表 2 道の駅 BCP 運用に向けた関係者の主な役割

主体	主な役割
「道の駅」 管理者	発災時に、早急に天塩町へ連絡を行い、災害時の初動対応を行う。 本計画における行動計画に基づき、重要業務を遂行する。
「道の駅」設置者 道路管理者	「道の駅」管理者と行動連携が図れるように、「道の駅」設置者である町は、全体の指揮を執り、作成された行動計画に基づき重要業務の指示、遂行する。 あわせて、情報伝達や資機材の運用が円滑にできるかを確認するための訓練を定期的に行う。
消防・警察・病院	「道の駅」管理者と支援連携が図れるよう、消防訓練や駐車場を救援物資中継拠点にするための想定訓練などを定期的に行う。 あわせて、情報伝達が円滑にできるかを確認するための訓練を定期的に行う。
電気・ガス・水道・通信 等のインフラ組織	情報伝達が円滑にできるかを確認するための訓練を定期的に行う。
取引会社	情報伝達が円滑にできるかを確認するための訓練を定期的に行う ほか、発災時の商品確保に関して複数の調達先を確保する。

2-1-2 災害時の連絡フロー

災害時には、下記の連絡フローに従って、関係者間の円滑な情報伝達を図る。関係者連絡先一覧は、別途資料様式一6に記載する。

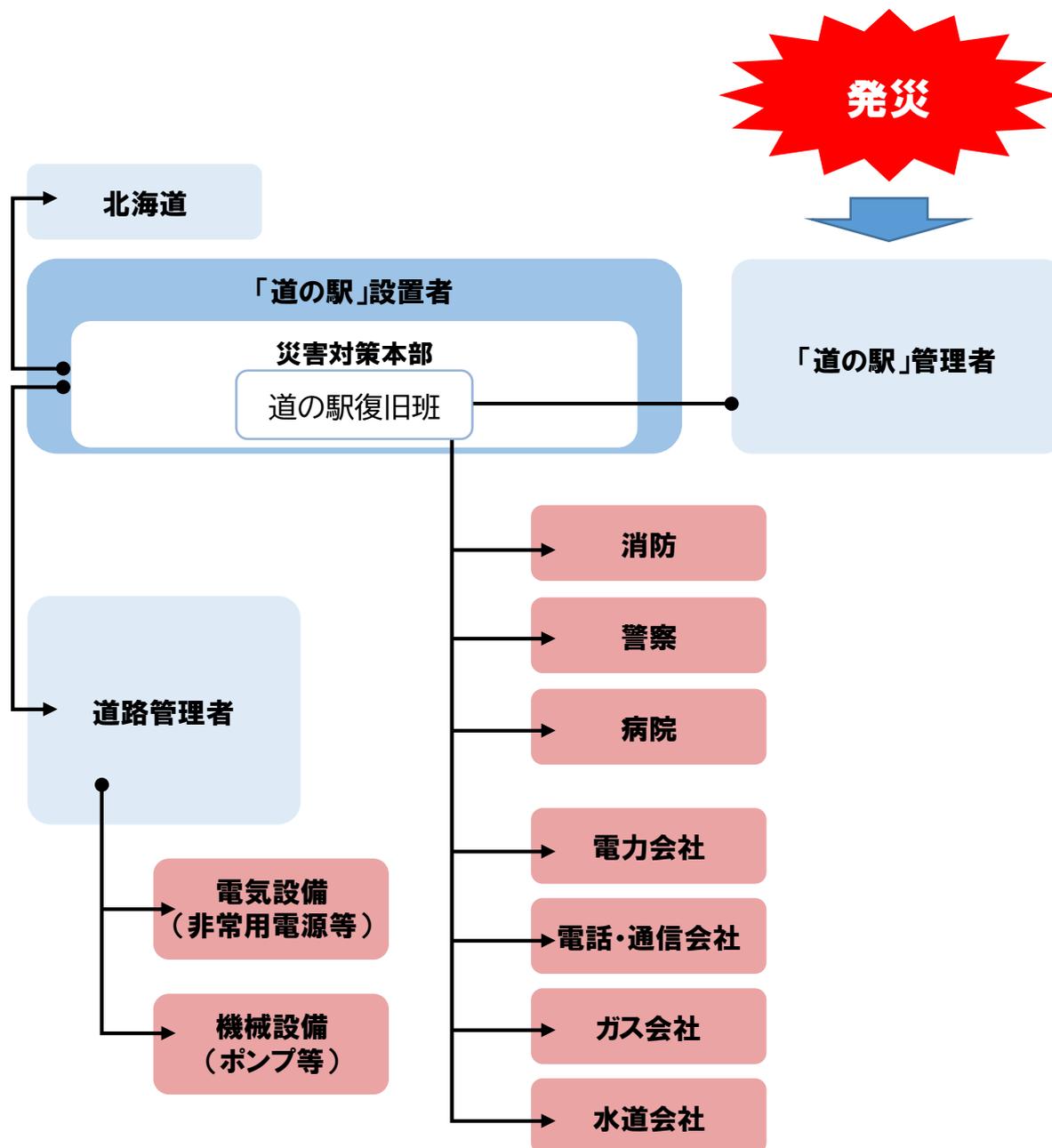


図 3 災害時の連絡フロー

2-1-3 災害本部における指揮系統

災害発生時、道の駅内では重要業務の行動計画を実施する上で、部門を跨いだ優先順位等の合意形成が必要となる場合があることから、道の駅運営者内で統括を図る責任者を明確にする必要がある。

道の駅「てしお」については、町の災害対策本部内に道の駅復旧班を設置し、現場統括は産業振興課担当課長(商工観光)とし、意思決定を行う。

なお、道の駅内には収まらない上位の判断が求められる場合には、天塩町地域防災計画に示される災害対策本部の指揮系統に従い、合意形成を行う。

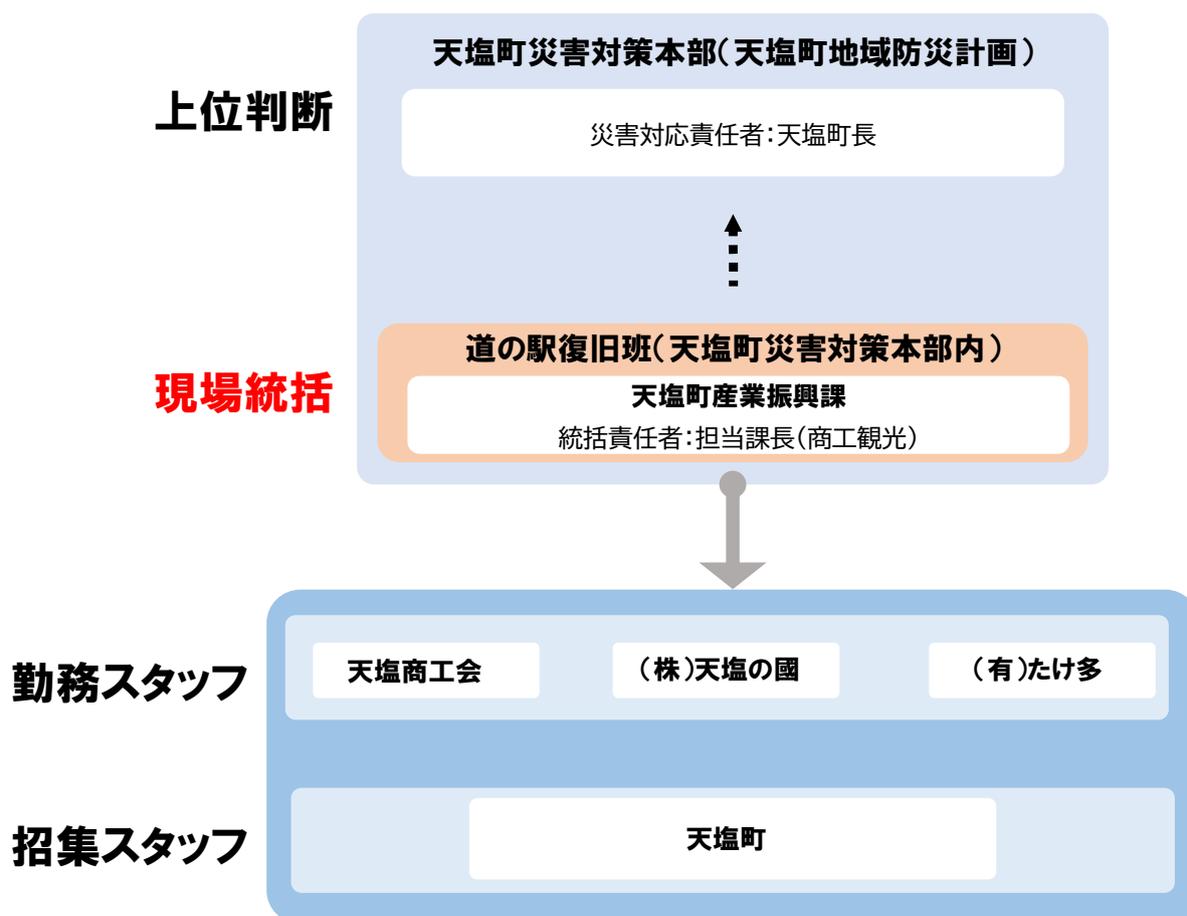


表 3 道の駅てしお災害本部における指揮系統

2-1-4 災害協定一覧

災害協定等の締結状況を以下に示す。

協定締結日	協定名称	相手方	協定内容
平成3年4月1日	北海道広域消防相互応援協定	道内の市・町及び消防の一部事務組合	水・火災及び地震災害時の相互応援
平成8年7月1日	北海道消防防災ヘリコプター応援協定	北海道(防災航空隊)	災害時における防災ヘリコプターによる活動
平成10年4月1日	災害情報等の通信連絡の協力に関する協定書	てしおハムクラブ	災害における通信遮断・途絶時の情報収集及び伝達
平成20年6月10日	災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	北海道市町村会 北海道町村会	武力攻撃、武力攻撃予測事態の緊急対処保護措置
平成21年10月19日	道の駅「てしお」における協働事業に関する細目協定書	北海道開発局留萌開発建設部 北海道コカ・コーラボトリング㈱	行政情報、地域情報、道路情報等の提供 非常時における自販機内在庫の商品の無償提供
平成22年9月15日	災害等の発生時における天塩町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	北海道エルピーガス 災害対策協議会	災害の発生時における必要な応急・復旧活動支援
平成29年2月6日	留萌管内8市町村災害時相互応援協定書	管内8市町村 相互	災害発生時における相互応援
平成29年4月3日	災害発生時における天塩郵便局と天塩町の協力に関する協定	天塩郵便局	災害時における広報活動補助、避難先及び避難者リストの相互提供等
令和元年11月5日	災害時における道の駅「てしお」の防災拠点化に関する協定書	北海道開発局留萌開発建設部	災害発生時の道の駅「てしお」の24時間開放や、防災拠点化に関する相互協力等
令和元年11月5日	道の駅「てしお」における防災設備に関する協定書	北海道開発局留萌開発建設部	防災トイレ、貯水槽、防災資材庫、衛星通信電話などの整備、設置、日常管理の協定
令和3年3月31日	天塩町公共施設における災害時協力に関する協定書	天塩建設協会	公共土木施設の被害調査及び災害応急対策等
令和3年4月1日	天塩町災害時相互協働協定	天塩町町内会連合会	災害発生時における相互協働
令和3年7月1日	「道の駅てしお」における災害時による協働事業に関する協定書	アサヒ飲料㈱	緊急時における自動販売機内の在庫飲料の無償提供
令和3年12月1日	大規模災害時における相互協力に関する基本協定	北海道電力㈱ 北海道電力ネットワーク㈱	停電復旧作業の支援、施設・敷地・資機材などの資源提供、停電情報・被害状況の情報共有等
令和4年6月26日	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	災害発生時における相互応援等におけるSNSを利用した情報発信等に関する協定

3 基本的な考え方

3-1 大規模災害時の重要業務

3-1-1 重要業務の抽出

大規模災害発生時の道の駅「てしお」における重要業務を、以下のとおり規定する。

- ① 安否確認、二次災害の防止、災害用設備の起動
- ② 避難場所の開設準備、誘導、受入れ、災害用備蓄の搬出・配布
- ③ 利用者や関係機関等への情報発信・共有
- ④ 緊急活動スペースの確保
- ⑤ 食料品・生活必需品の早期販売再開
- ⑥ 感染症の予防や拡大防止対策

重要業務の内容一覧について、下記に示す。

表 4 道の駅「てしお」の重要業務一覧

重要業務	業務の概要	基本的な考え方
①安否確認、二次災害の防止、災害用設備の起動	1-1.来訪者・従業員の安否確認	「道の駅」区域内をくまなく点検し、来訪者・従業員の安否を速やかに確認 夜間等営業時間外の場合、天塩町産業振興課より緊急連絡網にて従業員の安否確認
	1-2.負傷者の救助・救援	発災により負傷者が発生した場合、症度に応じた適切な処置を実施 救急を要する場合、速やかに救急救援を要請
	1-3.建物・設備の被災状況の確認	発災後の来訪者への避難場所の確保、新たな避難者の受入れ等を安全かつ効率的に実施するための建物・設備点検
	1-4.消火活動(施設内で火災が発生した場合のみ)	迅速な初期消火により延焼を防止、119番通報
	1-5.トイレ使用環境の早期提供・復旧	避難者へのトイレの使用環境の早期の提供復旧
	1-6.非常用発電機の起動	避難場所を維持するための電源確保
②避難場所の開設準備、誘導・受入れ、災害用備蓄の搬出・配布	2-1.避難場所の開設準備	地方自治体の指定緊急避難場所に指定されている「道の駅」では、指定された災害が発生もしくは予想される場合、速やかに開設準備
	2-2.避難場所への誘導	「道の駅」来訪者を速やかに避難場所である駐車場等に誘導
	2-3.災害用備蓄の搬出・避難者への配布	来訪者への飲料水等の配布(バンダー自販機の活用)
③利用者や関係機関等への情報発信・共有	3-1.情報収集	避難者または道の駅来訪者への災害に関する情報、道路情報などを提供するための災害及び道路に関する情報収集
	3-2.避難者または道の駅来訪者への情報発信・共有	避難者または道の駅来訪者への災害に関する情報、道路情報などを提供するための災害及び道路に関する情報収集
	3-3.関係各所への情報発信・共有	道の駅の人的被害状況及び建物・設備の被災状況の報告と速やかな応援要請
④緊急活動スペースの確保	4-1.緊急活動スペースの確保	発災後の近隣地域から避難してくる地域住民のための救援活動等に資する緊急活動スペースの点検・確保 災害用活動車両用駐車スペースの確保においては、留萌開発建設部に積極協力体制の構築
⑤食料品・生活必需品の早期販売再開	5-1.建物・設備の修理手配	建物損傷や設備被害ごとに修理依頼先に連絡 留萌開発建設部や銀行、保険会社へ被災状況を連絡
⑥感染症の予防や拡大防止対策	6-1.感染症の予防や拡大防止対策	健康管理や衛生管理、施設内の消毒等を徹底 感染疑い者発生時の速やかな対応と感染拡大防止措置の実施

3-2 必要資源の現状把握

大規模災害発生時の重要業務に関わる道の駅「てしお」の現状は、以下のとおりである。

3-2-1 参集可能人員

災害発生時の各時間帯における参集可能人員について下記に示す。

(1)通常期(4月～10月)営業時間(9:00～19:00)※商工会・レストラン「たけ多」は～17:00

表 5 参集可能人員 (通常期・営業時間)

担当	通常勤務	発災後1時間	発災後3時間	発災後6時間	発災後12時間
道の駅復旧班(天塩町)	5	0	0	0	0
天塩商工会	3	0	0	0	0
(株)天塩の國	2	0	0	0	0
(有)たけ多	4	0	0	0	0
合計	14	0	0	0	0

(2)通常期(4月～10月)営業時間外(19:00～9:00)※商工会・レストラン「たけ多」は 17:00～

表 6 参集可能人員 (通常期・営業時間外)

担当	通常勤務	発災後1時間	発災後3時間	発災後6時間	発災後12時間
道の駅復旧班(天塩町)	0	5	0	0	0
天塩商工会	0	0	0	0	0
(株)天塩の國	0	0	0	0	0
(有)たけ多	0	0	0	0	0
合計	0	5	0	0	0

(3)冬期(11月～3月)営業時間(9:00～17:00)※レストラン「たけ多」は～15:00

表 7 参集可能人員 (冬期・営業時間)

担当	通常勤務	発災後1時間	発災後3時間	発災後6時間	発災後12時間
道の駅復旧班(天塩町)	5	0	0	0	0
天塩商工会	3	0	0	0	0
(株)天塩の國	2	0	0	0	0
(有)たけ多	4	0	0	0	0
合計	14	0	0	0	0

(4)冬期(11月～3月)営業時間外(17:00～9:00)※レストラン「たけ多」は 15:00～

表 8 参集可能人員 (冬期・営業時間外)

担当	通常勤務	発災後1時間	発災後3時間	発災後6時間	発災後12時間
道の駅復旧班(天塩町)	0	5	0	0	0
天塩商工会	0	0	0	0	0
(株)天塩の國	0	0	0	0	0
(有)たけ多	0	0	0	0	0
合計	0	5	0	0	0

3-3 ライフライン

道の駅「てしお」におけるライフラインの現状について下記に示す。

表 9 ライフライン一覧

ライフライン	耐震化	バックアップ	備蓄量	調達先	備考
電力	○	非常用発電機 (無停電装置)	1時間	防災倉庫内	—
	○	ポータブル発電機	—	防災倉庫内	燃料で稼働
ガス	—	—	—	—	—
水(飲料水)	○	貯水槽	3日分 (1.3 m ³)	敷地内	—
水 (マンホールトイレ用)	○	貯水槽	3日分 (3.0 m ³)	敷地内	—
通信	○	衛星携帯電話	1台	道の駅てしおインフォメーションセンター内	定期的な充電が必要となるため、適宜充電を実施

3-4 災害時備蓄一覧

道の駅「てしお」における災害時の備蓄資材の現状について下記に示す。

表 10 災害時備蓄一覧

保管No	災害時備蓄	数量	保管場所
-	災害用マンホールトイレ(一般用)	8	防災倉庫
-	災害用マンホールトイレ(身障者用)	2	防災倉庫
1	パーソナルテント	4	防災倉庫
2	パーソナルテント	1	防災倉庫
3	現場トイレセット	30	防災倉庫
3-1	現場トイレセット(ベール缶トイレ)	30	防災倉庫
3-2	現場トイレセット(レスキューテント)	30	防災倉庫
4	補充用トイレ処理セット	30	防災倉庫
5	トイレトーパー	50	防災倉庫
6	ガソリン携行缶	10	防災倉庫
7	ポリタンク	10	防災倉庫
8	脚付ホワイトボード	1	防災倉庫
9	マグピンコルクボード	1	防災倉庫
10	防災伝言シート	10	防災倉庫
11	ジェットヒーター	1	防災倉庫
12	ダクト止め金具	1	防災倉庫
13	接続用耐熱ダクト	1	防災倉庫
14	ポリダクト	1	防災倉庫
15	排気筒セット	1	防災倉庫
16	灯油タンク	1	防災倉庫
17	耐油ホース	1	防災倉庫
18	耐油ホースバンド	2	防災倉庫
19	水中ポンプ	1	防災倉庫
20	ビニールホース	1	防災倉庫
21	ビニールホースバンド	1	防災倉庫
22	ガソリンエンジン発電機	1	防災倉庫
23	ポータブル蓄電システム	1	防災倉庫
24	太陽電池パネル	1	防災倉庫
25	スポットライト投光器	1	防災倉庫
26	投光器用ディーゼル発電機	1	防災倉庫
27	耐候性大型土のう	10	防災倉庫
28	吸水性土のう	50	防災倉庫
29	土のう	200	防災倉庫
30	メタルハライドライト	1	防災倉庫
31	パイプライトスタンド	1	防災倉庫
32	伸縮式三角コーン	30	防災倉庫
33	コーンウエイト	30	防災倉庫
34	自家発電LEDライト	4	防災倉庫
35	段差解消ゴムスロープ	3	防災倉庫
36	はしご兼用脚立	2	防災倉庫
37	ツールバッグセット	1	防災倉庫
38	コードリール	1	防災倉庫

4 危険事象・被害状況の想定

4-1 想定される危険事象

本計画においては、次のような災害を想定しており、主に地震・津波の災害を想定して設定している。

表 11 想定する災害と災害別の道の駅・職員及び施設利用者被害の可能性

災害種別	道の駅・職員の被害の可能性		施設利用者被害の可能性
	施設の被害	職員の被害	
地震・津波	施設落下、倒壊、停電、断水等	負傷者あり	負傷者あり
暴風雪	停電等	負傷者あり	負傷者あり
感染症	被害なし	負傷者あり(感染者)	－

4-2 危険事象における被害想定

(1)地震の想定

留萌管内では、過去50年間に於いて、震度4を超える地震は5回しか観測されていないが、過去140年間に遡ると、M6を超える地震は4回発生しており、地震活動は比較的高く、留萌地域に被害を及ぼす可能性は決して低くない。

国の地震調査研究推進本部地震調査委員会では、地震の発生可能性の長期的な確率評価を平成17年から行っている。平成30年には天塩町に影響のある断層で、「サロベツ断層」の長期評価が公表された。

また北海道防災会議では、平成29年2月に「想定地震による強震度予測及び震度分布図作成について」を公表している。

表 12 長期評価の概要（算定基準日 平成30年1月1日）

断層帯名 (起震断層/活動区間)	長期評価で予想した 地震規模 (マグニチュード)	我が国の主な活断層 における相対的 評価	地震発生確率			地震後経過率	平均活動間隔
			30年 以内	50年 以内	100年 以内		最新活動時期
サロベツ断層帯	7.6程度	S*ランク	4% 以下	7% 以下	10% 以下	1.3以下	約4,000年～ 8,000年 約5,100年 前以後

⑰ サロベツ断層帯 (Mj : 7.6) (断層モデル 30_1)

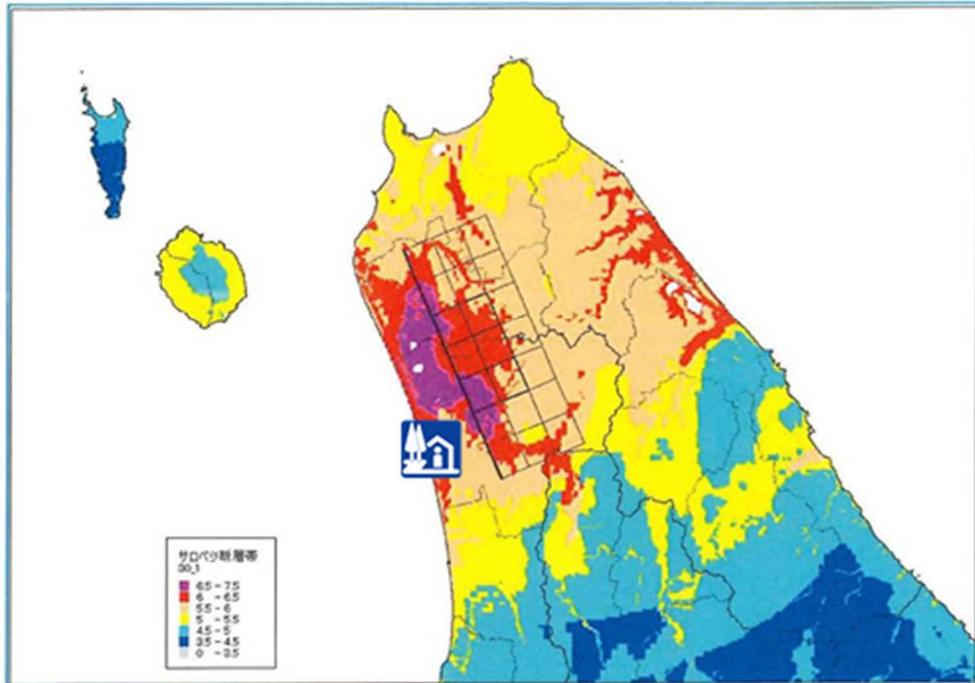


図 4 強振動予測及び震度分布図作成について (サロベツ断層帯)

⑱ サロベツ断層帯 北延長 (Mj : 7.6) (断層モデル 30_5)

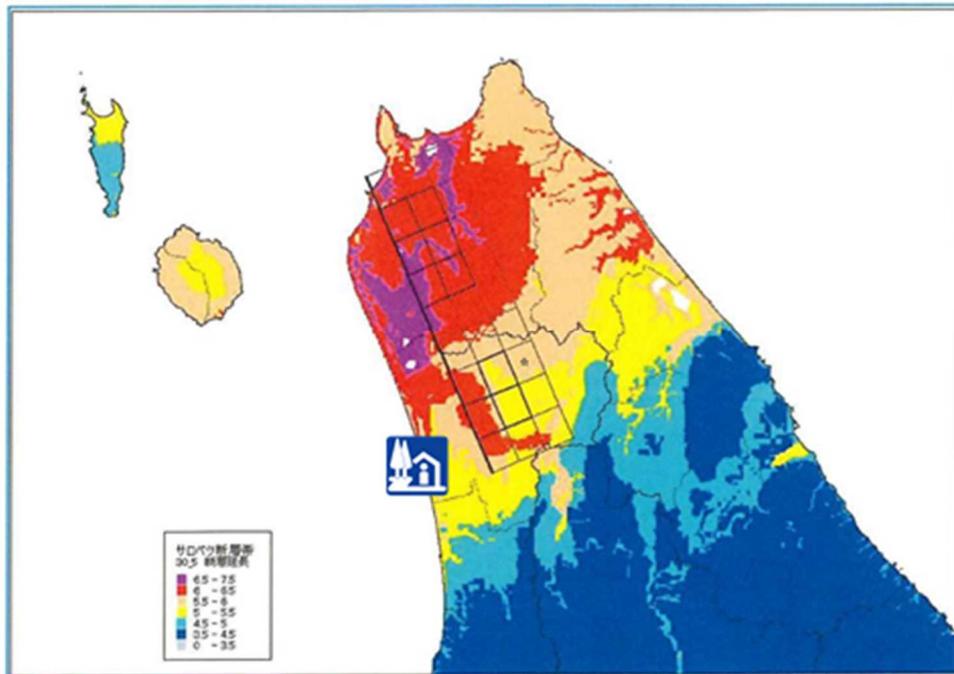


図 5 強振動予測及び震度分布図作成について (サロベツ断層帯北延長)

(2)津波の想定

北海道防災会議の地震火山対策部会地震専門委員会では、「日本海沿岸の津波浸水想定の見直し 報告書」(2017年2月9日)が公表され、天塩町に津波の影響がある地震として、図 7 の「F01」「F02F03連動」の2つの地震が示された。

これらの地震による津波シミュレーションの結果は、表 13 のとおりである。なお、地震調査研究推進本部地震調査委員化による長期評価を表 14 に示す。

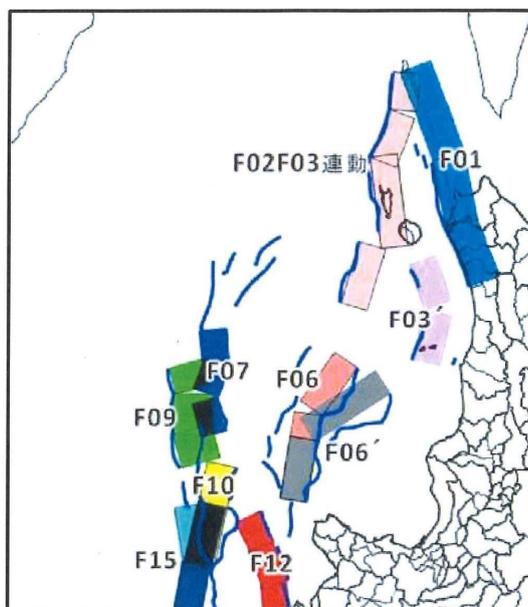


図 6 津波断層モデル (平成 29 年 2 月 北海道)

表 13 想定津波一覧 (地点周辺での T.P.上の高さを示す)

地点	断層	津波水位	最大遡上高	±0.2m	第 1 波
天塩港	F 0 1	3.2m	4.5m	0分	1分
	F 0 2 F 0 3 連動	6.6m	8.9m	27分	45分
	F 0 9		7.4m	71分	76分

表 14 長期評価の概要 (算定基準日平成 30 年 2 月 9 日)

領域または地震名	長期評価 で予想した 地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			地震後 経過率	平均発生間隔
		10年以内	30年以内	50年以内		最新発生時期 (ポアソン過程を適用 したものを除く)
北海道北西沖の地震	7.8程度	0.002~	0.006~	0.01~	0.54%	3,900年程度
「F01」「F02F03連動」		0.04%	0.10%	0.20%		約 2100 年前後

(3) 暴風雪災害

過去の災害履歴から暴風雪や大雪等による通行止め等、道路交通に支障をきたす雪害が想定される。

4-3 ライフライン・インフラ等の被害想定

ライフライン、インフラ等が中断される想定期間を下記に示す。

表 15 ライフライン・インフラ等中断の想定期間

電力	水道	ガス	通信
3日間	3日間	—	3日間

4-3-1 災害用トイレの容量

▼避難想定人数の算出

○必要な駐車台数により人数を想定

- ・小型車 18台×平均乗車人数1.7人/台 → 30.6人
- ・大型車 6台×平均乗車人数21人/台 → 126人

合計156.6人

→ 安全側を考慮して、200人と想定

※天塩町地域防災計画にて道の駅「てしお」の避難想定人数は200人であることから想定人数はおおむね一致

▼マンホールトイレの必要基数の算出

①マンホールトイレの1基あたりの使用想定人数は、**50～100人を目安**とする。

②マンホールトイレ1基当たりの使用想定人数は**安全側を考慮し50人**とする。

③要配慮者への配慮として、**身障者トイレを1基**設置する。

トイレ必要基数は、避難想定人数及び要配慮者への配慮を考慮し5基とする。

⇒200人÷50人/1基当たり ⇒ 4基

⇒要配慮者への配慮 ⇒ 1基

(※マンホールトイレ整備・運用のためのガイドラインP21より)

➡ **4基(通常トイレ)+1基(身障者)=5基**

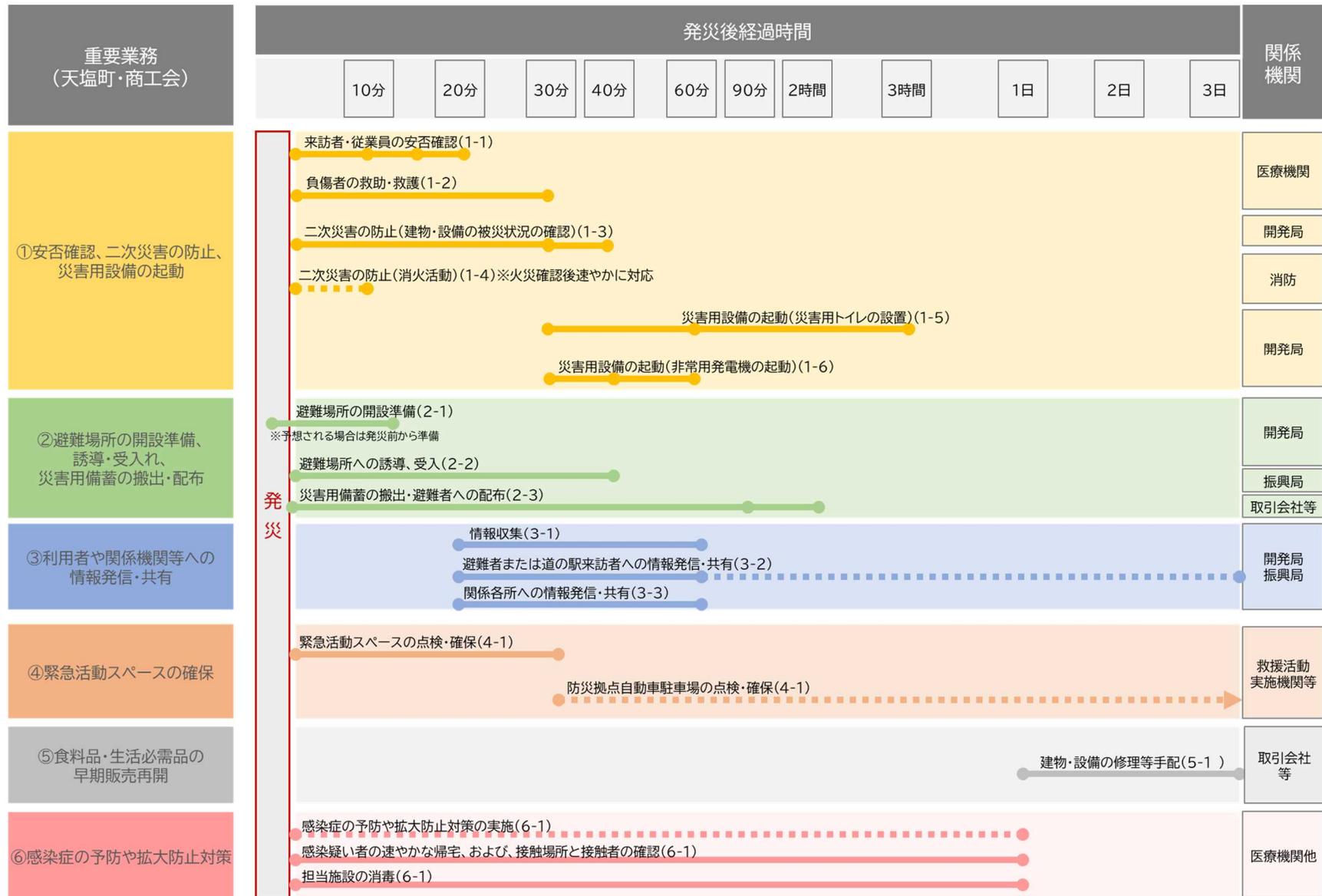
※5基を1セットとして予備を1セット用意

5 重要業務の行動計画・タイムライン

5-1 タイムライン

重要業務のタイムラインを次頁以降に示す。

※点線は適宜実施項目



5-2 重要業務の行動計画

次ページ以降に重要業務毎の行動計画を示す。発災時には行動計画を確認し、適宜チェックリストなどの巻末資料を活用しながら業務に当たる。次ページ以降に示す行動計画は基本的に営業時間内に発災した場合の行動計画を想定している。

なお、夜間等の営業時間外に発災した場合は、勤務スタッフが道の駅にいないことから、以下のフローに沿って対応することとする。目標時間については営業時間内発災時の目標時間であるが、営業時間外の場合は状況に応じて速やかに対応することとする。

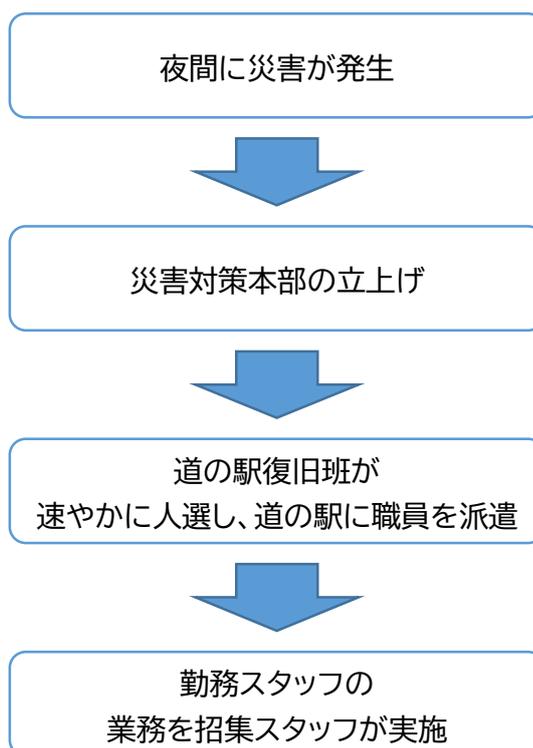


図 7 営業時間外に対応フロー

5-2-1 安否確認、二次災害の防止、災害用設備の起動

(1) 来訪者・従業員の安否確認

災害発生後、営業時間内の場合は勤務スタッフが安全確認を実施し、夜間等営業時間外の場合は、緊急連絡網にて安否確認を行う。

勤務スタッフは、相互に安否確認を行い、施設内を巡回し、来訪者の安全を確認し、通信状況を鑑みて無線機等の適切な手段で道の駅復旧班に人的被害状況を報告する。

道の駅復旧班は、勤務スタッフからの報告をもとに「初期被害チェックリスト(人的被害)」を作成する。

また、避難者の受入れ態勢や被災後の招集スタッフの派遣等を調整するため、来訪者・従業員の安否確認終了後、速やかに非出勤者の安否を確認する。

表 16 来訪者・従業員の安否確認における行動計画

業務名	1-1.来訪者・従業員の安否確認	
業務の概要	道の駅をくまなく点検し、来訪者・勤務スタッフの安否を速やかに確認。夜間等営業時間外の場合、道の駅復旧班より緊急連絡網にて勤務スタッフの安否確認	
目標時間	発災後、速やかに開始し、 ①安全確認を発災後 10分以内 に実施、 15分以内 に道の駅復旧班へ連絡 ②道の駅復旧班が関係各所への連絡を発災後 20分以内 に完了	
責任者 実施体制	道の駅復旧班	勤務スタッフ
実施内容	勤務スタッフ ①発災直後、勤務スタッフ間で安全の相互確認を行う。 ②勤務スタッフは、施設内の巡回し、 10分以内 に安全確認を行う。 「誰かいませんか？」等の声掛けを行うとともに、勤務スタッフが施設内の避難・負傷者状況の把握を行う。 ③ 発災後15分以内 に、施設内の人的被害状況を、道の駅復旧班に報告する。	
	道の駅復旧班 ①勤務スタッフから、道の駅てしおの人的被害状況に関する報告を集約し、 発災後20分以内 に初期被害チェックリスト(人的被害)(別紙:様式-5)の人的被害状況に関する情報を関係各所へ連絡する。	
場所	勤務スタッフ 巡回・安否確認エリア	道の駅全体(道の駅館内・駐車場) (様式-2を参考に道の駅範囲内すべてのエリアを巡回)
関連様式	・従業員緊急時連絡網(様式-1) ・各部門担当エリア図(様式-2) ・被害チェックリスト(様式-5)	
課題	・衛星携帯の通信状況 ⇒防災訓練において、室内での通信が困難であることが分かったため、通信時は屋外で行うこととする。 ・人員補充ための柔軟な対応 ⇒出勤している勤務スタッフの安否確認終了後、道の駅復旧班が非出勤者の安否を確認し、適宜出勤を要請する。	
訓練項目	・衛星携帯の定期的な使用方法の確認	

(2)負傷者の救助・救護

勤務スタッフは、来訪者・従業員の安否確認を行った際に、負傷者を発見した場合は症状に応じて速やかに対応する。軽症者を発見した場合は速やかに応急処置を実施する。中傷者や重傷者の場合は、救急に通報するとともに、負傷者を安全な場所に移動させる。負傷者の移動で人員が不足の場合は、従業員の応援要請や来訪者の協力を仰ぐこととする。上記等の処置結果は、道の駅復旧班に報告する。

道の駅復旧班は、勤務スタッフからの報告をもとに「初期被害チェックリスト(人的被害)」を作成する。

表 17 負傷者の救助・救護における行動計画

業務名	1-2.負傷者の救助・救護	
業務の概要	発災により負傷者が発生した場合、症度に応じた適切な処置を実施 救急を要する場合、速やかに救急救援を要請	
目標時間	負傷者発見後、速やかに開始し、 30分以内に完了	
責任者 実施体制	道の駅復旧班	勤務スタッフ
実施内容	勤務スタッフ ①発災直後、中傷者・重傷者を発見した際、搬送が可能な場合、救護所に搬送し、救急に通報する。 ②軽症者を発見した際、救護所に誘導し、応急措置を行う。 ③ 発災後30分以内 に勤務スタッフは、処置結果を道の駅復旧班に報告する。 ※勤務スタッフが負傷した場合、道の駅復旧班に応援を要請し、勤務スタッフの代わりに負傷者の処置、災害対策本部への報告を行う。	
	道の駅復旧班 ①勤務スタッフからの人的被害状況に関する報告を集約する。 ② 発災後30分以内 に初期被害チェックリスト(人的被害)(別紙:様式-5)に人的被害状況に関する情報集約を行う。	
場所	医療器具格納箇所	・AED:1F 総合案内
	救護所	状況に応じて救護スペースの確保(屋内が安全の場合は優先的に屋内とする)
関連様式	・各部門担当エリア図(様式-2) ・被害チェックリスト(様式-5) ・災害時連絡先一覧(様式-6)	
課題	・人員不足等への柔軟な対応 ⇒負傷者の移動等で人員が不足の場合は、道の駅復旧班への応援要請や来訪者の協力を適宜仰ぐこととする。 ・天塩町にて簡易的な医療器具の用意が必要	
訓練項目	・救護所設置 ・救護所備品の管理	

(3)二次災害の防止(建物・設備の被災状況の確認)

勤務スタッフは、安全を確保しながら道の駅全体を巡回し、建物・施設の被災状況を目視で確認する。被災状況等について道の駅復旧班に被災状況を報告する。施設内における避難場所、救護所の開設可否についても、同様に報告する。

道の駅復旧班は、勤務スタッフからの報告をもとに、「初期被害チェックリスト(設備被害)」を作成する。

表 18 建物・設備の被害状況の確認における行動計画

業務名	1-3.建物・設備の被災状況の確認	
業務の概要	発災後の建物点検、およびライフライン等の損傷による火災等の二次災害の防止を目的とした設備点検	
目標時間	人的被害確認、救急救命対応を優先して実施し、 ①発災後 30 分以内 に施設や設備の被災状況を道の駅復旧班に報告する。 ②発災後 40 分以内 に留萌開発建設部へ報告を行う。	
責任者 実施体制	道の駅復旧班	勤務スタッフ
実施内容	勤務スタッフ ①「来訪者・従業員の安否確認」の施設内巡回時に、安全を確保しながら、施設や設備、駐車場の被災状況についても目視で確認する。 ※状況に応じて施設内の被災箇所・危険箇所はカラーコーン等で立ち入り制限を明示する。 ②発災後 30 分以内 に、施設や設備の被災状況を道の駅復旧班に報告する。	
	道の駅復旧班 ①発災後 30 分以内 に被害チェックリスト(様式-5)に建物・設備の被災状況に関する情報集約を行う。 ②設備の被害集約が完了したのち、 40 分以内 に留萌開発建設部へ報告する。	
場所	勤務スタッフ 被災状況確認エリア	道の駅全体(道の駅館内・駐車場) (様式-2 を参考に道の駅範囲内すべてのエリアを巡回)
関連様式	・各部門担当エリア図(様式-2) ・被害チェックリスト(様式-5) ・災害時の連絡先一覧(様式-6)	
課題	・瓦礫散乱、路面陥没等が発生している場合は、安全に十分配慮した上で、被災状況の確認を行う。 ・防災倉庫内にカラーコーンバーがないため、購入等の検討が必要。	
訓練項目	・留萌開発建設部との連携、連絡方法を確認	

(4)二次災害の防止(消火活動)(施設内で火災が発生した場合のみ)

勤務スタッフは、各種設備の被災状況確認時に火災が発見された場合は、直ちに火災箇所から来訪者の避難を指示し、119番へ通報する。消防の到着までの間、状況に応じて消火器による初期消火活動を実施する。消火活動の結果などの状況については、適宜道の駅復旧班に報告する。

道の駅復旧班は、勤務スタッフからの報告をもとに「初期の被害チェックリスト(設備被害)」を作成する。

表 19 二次災害の防止(消火活動)における行動計画

業務名	1-4.消火活動(施設内で火災が発生した場合のみ)	
業務の概要	迅速な初期消火により延焼を防止、119番通報	
目標時間	火災発見後、 <u>速やかに開始</u> する。	
責任者 実施体制	道の駅復旧班	勤務スタッフ
実施内容	勤務スタッフ ①来訪者に火災箇所から安全な場所への <u>避難を指示</u> する。 ② <u>速やかに119番通報</u> を行い、可能な場合は消火器または消火栓を用いて <u>初期消火を実施</u> する。 ③火災発生状況、消火活動結果について、速やかに道の駅復旧班に報告を行う。	
	道の駅復旧班 ①道の駅勤務スタッフから火災発生状況、消火活動結果に関する報告を受け、被害チェックリスト(様式-5)に集約する。	
場所	避難場所	駐車場
	消火機設置箇所	1F:総合案内、女子化粧室前 2F:給湯室
関連様式	・避難誘導経路図(様式-3) ・消火機材設置箇所図(様式-4)	
課題	・消火器の使用訓練未実施の勤務スタッフ	
訓練項目	・消火器の使用手法	

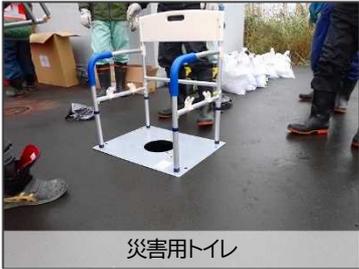
(5)災害用設備の起動(災害用トイレの設置)

道の駅復旧班は、道の駅復旧班メンバー及び勤務スタッフの災害対応状況をふまえ、災害用トイレの設置人員を選出し、道の駅「てしお」へ招集スタッフを派遣して、設置を指示する。

道の駅復旧班から選出された招集スタッフは、災害用トイレをマンホールトイレまで運搬・設置し、排水管へ水を供給する。

また、トイレトーパー等の備品、夜間使用時の災害用ライトなどの照明器具等の設置・補充、ならびに手洗い場の案内、快適にトイレを利用するための衛生管理やルール作り等も重要となる。

表 20 災害用設備の起動（災害用トイレの設置）における行動計画

業務名	1-5.トイレ使用環境の早期提供・復旧	
業務の概要	避難者へのトイレの使用環境の早期の提供復旧	
目標時間	①発災後、 60分以内 に招集スタッフの派遣を実施 ②発災後 180分以内 に災害用トイレの設置完了	
責任者 実施体制	道の駅復旧班	招集スタッフ(道の駅復旧班が選出)
実施内容	<p>道の駅復旧班</p> <p>①様式-5 をもとに、既存トイレが活用不可と判断される場合、道の駅復旧班及び勤務スタッフの災害対応状況を踏まえて、発災後 60分以内に招集スタッフの派遣を行うとともに災害用トイレの設置を指示する。</p> <p>招集スタッフ</p> <p>①防災倉庫から災害用トイレを取り出し、マンホールまで運搬する。 ②発災後 180分以内に災害用トイレの設置を完了する。 ③トイレトーパー等の備品や災害用ライト等の照明器具などを設置する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>パーソナルテント</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>マンホール</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>災害用トイレ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>災害用トイレ(完成形)</p> </div> </div>	

場所	災害用トイレ格納場所	防災倉庫
	災害用トイレ設置箇所	防災倉庫横マンホール
関連様式	<ul style="list-style-type: none"> ・災害用設備配置図(様式-7) ・災害用トイレ設置手順(防災資機材マニュアル-2) 	
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・災害用トイレ設置の際の人員不足における柔軟な対応 ⇒災害用トイレ設置の際、人員が不足の場合は、留萌開発建設部などへの応援要請や来訪者の協力を適宜仰ぐこととする。 ・災害用トイレのプライバシー対応 ⇒トイレの設置の向きや、パーテーションなどを用意することなどによる対応を今後検討 ・簡易手洗い器具の購入等を検討 ⇒手洗い器具について購入を検討 ・身障者トイレ設置箇所と段差への対応 	
訓練項目	<ul style="list-style-type: none"> ・災害用トイレの設営方法 	

(6)災害用設備の起動(非常用発電機起動)

勤務スタッフは道の駅の停電状況を道の駅復旧班に報告する。

道の駅復旧班は勤務スタッフからの報告により、道の駅の停電状況を確認後、留萌開発建設部(羽幌道路事務所)に無停電装置の起動を要請する。

招集スタッフは、天塩除雪ステーションから大型発電機が到着するまでの間、防災倉庫にあるガソリンエンジン発電機と投光器用発電機(夜間の場合)を設置する。

表 21 災害用設備の起動(非常用発電機起動)における行動計画

業務名	1-6.非常用発電機の起動		
業務の概要	避難場所を維持するための電源確保		
目標時間	無停電装置の起動:停電確認後、 60分以内 に完了 ガソリンエンジン発電機・投光器用発電機の起動:停電確認後、 40分以内 に完了		
責任者 実施体制	道の駅復旧班	勤務スタッフ	招集スタッフ (道の駅復旧班が選出)
実施内容	<p>勤務スタッフ</p> <p>①道の駅の停電状況を確認し、停電している場合、蓄電池盤扉を開け、<u>指定ブレーカーをOFFにする</u>(蓄電池システムが稼働し非常用電源が供給される)</p> <p>②停電していることと、ブレーカーを切ったことについて道の駅復旧班に報告する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>ブレーカー位置</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>蓄電池盤内部</p> </div> </div> <p>道の駅復旧班</p> <p>①勤務スタッフから道の駅の停電状況を確認し、道の駅復旧班メンバー及び道の駅勤務スタッフの災害対応状況を踏まえて、<u>無停電装置のブレーカーを切った連絡が入り次第すぐに留萌開発建設部 羽幌道路事務所へ停電している旨を連絡し、ブレーカーを落としたことの連絡を実施。</u>さらに無停電装置の起動を要請する。 ※現況は天塩の除雪ステーションに保管しているため、開建の工事受注者が発災時にユニットで運搬</p> <p>②被害チェックリスト(様式-5)に停電状況とその後の対応状況について情報を集約する。</p>		

招集スタッフ
 【ガソリンエンジン発電機(巻末資料-防災倉庫配置図-22)・投光器用発電機(巻末資料-防災倉庫配置図-26)】の起動

- ① **停電確認後 40 分以内**に防災倉庫に格納されているガソリンエンジン発電機・投光器用発電機を設置し、起動する。
- ② 投光器用発電機に投光器を設置し、屋外の照明を確保する。(夜間の場合(昼の場合は優先度を落として設置))
- ③ 避難者のスマートフォンの充電などに活用できる旨を周知する。



招集スタッフ・羽幌道路事務所
 【無停電装置】

※実施主体が羽幌道路事務所であるため、連携して実施。

- ① 羽幌道路事務所(開建の工事受注者)の到着後、連携して電気を供給する。
発災後 60 分以内に、施設の停電状況とその後に対応状況について道の駅復旧班に報告する。



場所	蓄電池盤設置箇所	階段横
	防災電源切替盤内部	建物外部(EV 駐車場付近)
	投光器用・ガソリンエンジン発電機設置箇所	防災倉庫
関連様式	・災害用設備配置図(様式-7) ・災害用発電機の運転操作手順(防災資機材マニュアル-3)	
課題	・投光器用発電機、ガソリンエンジン発電機の定期的な動作点検、ガソリン点検	
訓練項目	・発電機の使用方法	

5-2-2 避難場所の確保・誘導、災害用備蓄の搬出、配布

(1) 避難場所の開設準備

発災直後、道の駅復旧班は、勤務スタッフに施設内の安否確認等と併せて避難場所の開設を指示する。

招集スタッフは、道の駅復旧班からの指示に応じ、発災直前もしくは直後に、重要業務 1-3 の結果を踏まえ、施設内の状況を鑑みて、施設が倒壊や物品の散乱などがなく、安全が確認できた場合は、避難場所を開設する。なお、建物が安全でないと判断される場合、留萌開発建設部と連携し、施設前駐車場に避難場所の開設を行う。

表 22 避難場所の開設準備における行動計画

業務名	2-1. 避難場所の開設準備	
業務の概要	指定された災害が発生もしくは予想される場合、直ちに開設を行う。	
目標時間	指定された災害が発生もしくは予想される場合、直ちに実施	
責任者 実施体制	道の駅復旧班	勤務スタッフ、招集スタッフ
実施内容	道の駅復旧班 ①発災直前もしくは直後に、駐車場は留萌開発建設部と連携し、対応を検討。 ②羽幌道路事務所に防災資機材の使用許可を要請。 ③重要業務 1-3 の結果を踏まえ、施設内の状況から、施設が倒壊や物品の散乱などがなく、安全が確認できた場合は、屋内に避難場所開設を指示する。なお、建物が安全でないと判断される場合、留萌開発建設部と連携し、施設前駐車場に避難場所の開設を指示する。	
	勤務スタッフ・招集スタッフ ①-1: 施設内が安全な場合 1F のラウンジやレストラン、2F 多目的室の安全が確認できた場合は、避難場所として開設する。 ①-2: 施設内が安全でない場合 施設前駐車場を避難場所として開設する。(防災倉庫からカラーコーン等を取り出して、避難場所を明示) ②道の駅復旧班に避難場所開設完了の報告を行う。	
場所	避難場所 開設箇所	状況に応じて以下のスペースを確保。 ・駐車場(被災状況を踏まえて様式-2中の小型車両駐車場内に確保) ・施設内の安全が確認できた場合、1F のラウンジ、レストラン、2F の多目的室も同様に開設
	避難場所開設用 資機材格納箇所	防災倉庫
関連様式	・各部門担当エリア図(様式-2) ・災害用設備配置図(様式-7)	
課題	・避難者の誘導を第一優先とした柔軟な対応 ⇒避難者の誘導を第一優先とし、誘導前に避難場所の開設が間に合わない場合、カラーコーンやのぼりによる避難場所の明示は、避難者を誘導した後に行うなど、柔軟に対応する。 ・屋外の避難場所設置時のテントなどの備品購入・町保有物品の活用可能性の検討	
訓練項目	・避難場所の必要備品などの管理、活用	

(2)避難場所への誘導

道の駅復旧班は、避難場所開設の指示と併せて、避難場所の確保・誘導の指示を勤務スタッフに行う。

勤務スタッフは、避難場所(駐車場等)への移動を周知する。

招集スタッフは、施設内を巡回し、目視により残存者の確認を行い、残存者を発見した場合は、避難場所へ誘導する。勤務スタッフから避難状況の聞き取りを行い、道の駅復旧班へ避難誘導完了の報告を行う。来訪者との車両の接触を防止するため、必要に応じて車両規制を行う。また、災害の規模に応じて、復旧が長引く場合は道の駅来訪者を天塩小学校や天塩中学校等の指定避難所へ誘導を行う。

表 23 避難場所への誘導における行動計画

業務名	2-2.避難場所への誘導	
業務の概要	「道の駅」来訪者・従業員を速やかに避難場所に誘導	
目標時間	重要業務 2-1 が完了後、直ちに誘導(目標時間:40 分以内に誘導完了)	
責任者 実施体制	道の駅復旧班	勤務スタッフ・招集スタッフ
実施内容	勤務スタッフ ①「〇〇(避難場所開設場所)へ移動してください」と声がけをし、来訪者・従業員に <u>避難場所(駐車場等)への移動を周知</u> する。	
	道の駅復旧班 ①周辺の指定避難所の運用状況を収集し、開設された場合は状況を見て、勤務スタッフに指定避難所(主に天塩小学校・中学校)への誘導を指示する。	
	招集スタッフ ①施設内を巡回し、「誰かいませんか？」等の声がけを行いながら、目視により残存者の確認を行い、残存者を発見した場合は避難場所へ誘導する。 ② 発災後 40 分以内 に、勤務スタッフから状況を聞き取り、避難誘導完了を道の駅復旧班に報告する。 ③重要業務 1-6 で起動したガソリンエンジン発電機によるスマートフォン等の充電スペースを確保する。 (3' :冬期の場合)防災倉庫より避難場所にジェットヒーターを運搬し、設置する。 ④災害の規模に応じて、復旧が長引く場合、道の駅来訪者を指定避難所である天塩小学校や天塩中学校等への誘導を行う。	
場所	勤務スタッフ 巡回・安否確認エリア	道の駅全体(道の駅館内・駐車場) (様式-2 を参考に道の駅範囲内すべてのエリアを巡回)
	避難場所	重要業務 2-1 だと連携
関連様式	・各部門担当エリア図(様式-2) ・避難誘導経路図(様式-3)	
課題	・来訪者と車両との接触防止対策 ⇒来訪者との車両の接触を防止するため、必要に応じて駐車場における車両規制を行う。	
訓練項目	・外国人来訪者への対応	

(3)災害用備蓄の搬出・避難者への配布

道の駅復旧班は、「初期の被害チェックリスト」をもとに、レストラン、売店、自販機コーナー等の安全を確認し、道の駅復旧班メンバー及び勤務スタッフの災害対応状況をふまえ、招集スタッフを人選し、道の駅てしおへ派遣するとともに、食料・飲料水の搬出・配布を指示する。

道の駅復旧班から選出された招集スタッフは、レストラン、売店、自販機等から食料や飲料水を搬出し、道の駅への避難者全員に配布する。

表 24 災害用備蓄の搬出、避難者への配布における行動計画

業務名	2-3.災害用備蓄の搬出、避難者への配布	
業務の概要	来訪者への食料、飲料水等の配布	
目標時間	①発災後、 90分以内 に招集スタッフの派遣を実施 ②発災後、 120分以内 に完了	
責任者 実施体制	道の駅復旧班	招集スタッフ (道の駅復旧班が選出)
実施内容	<p>道の駅復旧班</p> <p>①被害チェックリスト(様式-5)を基に、レストラン、売店、自販機コーナー等の安全を確認する</p> <p>②災害バンダー自販機(コカ・コーラ・アサヒとの協定)の無償提供の意思決定、解除手続きを行う。</p> <p>③道の駅復旧班メンバー及び道の駅勤務スタッフの災害対応状況を踏まえて、発災後 90分以内に食料・飲料水の搬出・配布人員を人選し、搬出・配布を指示する。</p>	
	 <p>バンダー自販機の解除状況(訓練時)</p>	

	<p>招集スタッフ ①発災後 120 分以内に、レストラン、売店、自販機より食料・飲料水を搬出し、避難場所の避難者及び道の駅来訪者に食料・飲料水を配布する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>	
<p>場所</p>	<p>災害用備蓄格納箇所</p>	<p>レストラン、売店、自販機</p>
<p>関連様式</p>	<p>—</p>	
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・レストラン、売店、自販機コーナーが被災した場合の配布備蓄の不足 ⇒ 避難者、道の駅来訪者への配布備蓄が不足している場合は道の駅復旧班へ報告し、指示を仰ぐ。道の駅復旧班は近隣の避難場所等に応援を要請する。 ・バンダー自販機からの飲料水の搬出、配布方法 ⇒ 招集スタッフが一括でバンダー自販機から搬出を行い、避難場所での配布を実施する。 	
<p>訓練項目</p>	<p>—</p>	

5-2-3 利用者や関係機関等への情報発信・共有

(1)情報収集

道の駅復旧班と招集スタッフ、勤務スタッフは、それぞれ TV やラジオ、スマートフォンを活用して災害及び道路に関する情報を収集する。また、道の駅復旧班は勤務スタッフ等から適宜施設内の人的被害状況、建物・設備の被災状況について収集し、周辺避難場所の開設状況の情報を整理する。

その後、避難者または道の駅来訪者へ提供すべき情報を集約する。

表 25 情報収集における行動計画

業務名	3-1.情報収集	
業務の概要	避難者または道の駅来訪者への災害に関する情報、道路情報などを提供するための災害及び道路に関する情報収集、公衆 Wi-Fi の解放(依頼)	
目標時間	発災後、60 分以内に第一報を発信できるように、発災直後から適宜情報収集	
責任者 実施体制	道の駅復旧班・招集スタッフ・勤務スタッフ	
実施内容	<p>道の駅復旧班・招集スタッフ・勤務スタッフ</p> <p>①留萌開発建設部へ 00000JAPAN の解放を要請する。</p> <p>②TV、ラジオ、スマートフォンなどにより、災害及び道路に関する情報を収集する。</p> <p>【情報収集例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○TV(NHK) ○道の駅 SPOT ポータルサイト(留萌開発建設部と連携) ○災害時における通行可否の情報(北海道地区 道路情報) <p>https://info-road.hkd.mlit.go.jp/RoadInfo/index.htm</p> <p>③勤務スタッフより、施設内の人的被害状況、建物・設備の被災状況について収集し、被害チェックリスト(様式-5)に情報を集約する。</p> <p>④様式-6 を参考に関係各所と連絡を取ることで、周辺避難場所の開設状況等についても情報収集する。</p> <p>⑤避難者または道の駅来訪者へ提供すべき情報を集約する。</p>	
	 <p>00000JAPAN の接続状況(訓練時)</p>	
場所	—	—
関連様式	<ul style="list-style-type: none"> ・被害チェックリスト(様式-5) ・災害時の連絡先一覧(様式-6) 	
課題	—	
訓練項目	—	

(2)避難者または道の駅来訪者への情報発信・共有

道の駅復旧班は、道の駅復旧班メンバー及び道の駅勤務スタッフの災害対応状況をふまえ、招集スタッフを選出、道の駅てしおへ派遣し、情報収集により得られた情報を発信するよう指示する。もしくは、勤務スタッフに情報を共有し、道の駅避難者・来訪者に情報発信するように指示する。

招集スタッフもしくは勤務スタッフは、ホワイトボード、情報掲示板を活用して、情報収集により得られた周辺の状況や道路の通行止め等の情報を避難者及び道の駅来訪者に提供する。また、道の駅避難者・来訪者と積極的にコミュニケーションを取り、意見や要望等を集約して、道の駅復旧班に報告する。

表 26 避難者または道の駅来訪者への情報発信・共有における行動計画

業務名	3-2.避難者または道の駅来訪者への情報発信・共有	
業務の概要	避難者または道の駅来訪者への災害に関する情報、道路情報などを提供するための災害及び道路に関する情報収集	
目標時間	発災後、60分以内に第一報を完了。その後、都度最新情報を更新。	
責任者 実施体制	道の駅復旧班	招集スタッフもしくは勤務スタッフ (道の駅復旧班が選出)
実施内容	<p>道の駅復旧班</p> <p>①道の駅復旧班メンバー及び勤務スタッフの災害対応状況をふまえ、避難者または道の駅来訪者への招集スタッフを選出し、情報収集で得られた情報の発信を指示する。もしくは、勤務スタッフに情報を共有し、情報発信を指示する。</p> <p>招集スタッフもしくは勤務スタッフ</p> <p>①情報収集により取得した、災害及び道路に関する情報、Wi-Fiの解放情報をTV、ホワイトボード、情報掲示板を活用し、避難者及び道の駅来訪者に提供する。 情報提供に必要な物品については、防災倉庫から避難場所へ設置する。</p> <p>【提供情報手法の具体例】</p> <p>○道の駅設置のTVを流して情報発信(NHKを放映)</p> <p>○以下の防災資機材を活用して情報発信</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ホワイトボード:巻末資料-防災倉庫配置図-8 ×1台 ・マグピンコルクボード:巻末資料-防災倉庫配置図-9 ×1枚 ・防災伝言シート:巻末資料-防災倉庫配置図-10×10セット </div> <p>《第一報の発信内容イメージ》</p> <p>災害規模や被災状況/周辺避難場所の開設情報/ライフライン状況/道路の通行止め情報 道の駅てしおの設備利用可否情報(トイレ、飲み水、通信機器等) /公共交通情報/風呂やコンビニ、ガソリンスタンド等の営業情報 等</p> <p>②避難者及び道の駅来訪者と適宜コミュニケーションを取り、得られた意見や要望等を集約し、道の駅復旧班に報告する。</p> <div style="text-align: center;">  <p>情報提供の様子(訓練時)</p> </div>	

場所	情報掲示板	1F ラウンジ
	情報提供場所	駐車場・1F ラウンジ・2F多目的室(避難場所と連動)
関連様式	・被害チェックリスト(様式-5) ・災害情報提供シート(巻末資料)	
課題	—	
訓練項目	・備品の把握	

(3)関係各所への情報発信・共有

道の駅復旧班は、「初期の被害チェックリスト」をもとに、施設内の人的被害状況や建物・設備の被災状況、避難者または道の駅来訪者から得られた意見や要望等を留萌開発建設部・北海道等に報告する。また、施設内の人的被害状況や建物・設備の被災状況に応じて、医療機関や電力会社、水道会社等に適宜連絡し、応援を要請する。

表 27 関係各所への情報発信・共有における行動計画

業務名	3-3.関係各所への情報発信・共有	
業務の概要	道の駅の人的被害状況及び建物・設備の被災状況の報告と速やかな応援要請	
目標時間	発災後、 60分以内に完了 ※羽幌道路事務所への無停電装置の依頼については 40分以内 に完了(重要業務 1-3.6 と連動)	
責任者 実施体制	道の駅復旧班	
実施内容	道の駅復旧班 ①被害チェックリスト(様式-5)をもとに、施設内の人的被害状況や建物・設備の被災状況、避難者または道の駅来訪者からの意見や要望等を留萌開発建設部・北海道等に報告する。 ②施設内の人的被害状況や建物・設備の被災状況に応じて、医療機関や電力会社、水道会社等に適宜連絡し、 発災後 60分以内 に応援を要請する。	
場所	—	—
関連様式	・被害チェックリスト(様式-5) ・災害時連絡先一覧(様式-6)	
課題	・施設内の被災状況に応じた適切な応援要請 ・災害直後の通信不良	
訓練項目	—	

5-2-4 緊急活動スペースの点検・確保

道の駅復旧班は、道の駅復旧班及び道の駅勤務スタッフの災害対応状況をふまえ、招集スタッフを選出し、道の駅てしおへ派遣して、緊急スペースを点検・確保するよう指示する。

羽幌道路事務所から要請等があった場合は、速やかに招集スタッフに連絡し、スペースを確保するように指示する。

招集スタッフは、緊急活動スペースの被災状況を目視で確認し、緊急活動スペースを点検・確保し、完了後、道の駅復旧班に報告する。必要に応じて、緊急活動スペースを確保するために、駐車場内での車両移動を制限し、車両規制を実施する。また、カラーコーン等の設置によるスペースを確保する。

表 28 緊急活動スペースの確保における行動計画

業務名	4-1.緊急活動スペースの確保	
業務の概要	発災後の近隣地域から避難してくる地域住民のための救援活動等に資する緊急活動スペース(マンホールトイレや貯水タンク、防災資機材等の設置に必要なスペース)の確保 防災拠点自動車駐車場の確保においては、留萌開発建設部に積極的に協力するための体制を構築	
目標時間	<ul style="list-style-type: none"> ■ 緊急活動スペースの点検・確保 発災後、30分以内に完了 ■ 防災拠点自動車駐車場の点検・確保 点検は発災後、羽幌道路事務所からの要請等があった場合は、速やかにスペースを確保 	
責任者 実施体制	道の駅復旧班	招集スタッフ (道の駅復旧班が選出)
実施内容	道の駅復旧班 ①発災後 30分以内 に、道の駅復旧班メンバー及び道の駅勤務スタッフの災害対応状況を踏まえて、緊急活動スペースの確保要員を選出し、緊急活動スペースの点検・確保を行うように指示する。 ②留萌開発建設部より、防災拠点自動車駐車場の要請があった場合は、留萌開発建設部と連携し、対応する。	
	招集スタッフ ①緊急活動スペースの目視確認を実施、カラーコーンなどを用いて、スペース確保を行う。 ②防災拠点自動車駐車場の要請があった場合は、留萌開発建設部と連携し道の駅復旧班の指示に従い対応する。 ③道の駅復旧班へスペース確保の報告を行う。	
場所	緊急活動スペース	駐車場
	防災拠点自動車駐車場	大型車両駐車場(要請があった場合)
関連様式	<ul style="list-style-type: none"> ・各部門担当エリア図(様式-2) ・災害用設備配置図(様式-7) 	
課題	—	
訓練項目	・緊急活動スペース確保、防災拠点自動車駐車場(留萌開発建設部と連携)。	

5-2-5 食料品・生活必需品の早期販売再開

(1) 建物・設備の修理等手配

道の駅復旧班は、留萌開発建設部や銀行、保険会社に被災状況を連絡し、資金調達や修理対応等の調整を行う。また、建物損傷や設備被害ごとに修理依頼先に連絡し、復旧・復興に係る業務が本格化する時期(概ね2週間以内)までには、店内での通常販売再開を行う体制を構築する。

表 29 建物・設備の修理手配における行動計画

業務名	5-1.建物・設備の修理手配	
業務の概要	建物損傷や設備被害ごとに修理依頼先に連絡 留萌開発建設部や銀行、保険会社へ被災状況を連絡	
目標時間	発災後3日以内	
責任者 実施体制	道の駅復旧班	
実施内容	道の駅復旧班 ①発災後3日以内に、被害チェックリスト(様式-5)を基に、留萌開発建設部や銀行、保険会社へ建物や設備の被災状況を連絡し、資金調達や修理対応等の調整を行う。 ②修理対応を行う場合は、必要に応じ修理依頼先に連絡を行う。 ③発災後、概ね2週間以内に、道の駅勤務スタッフのみで通常販売を再開できるように体制を構築する。	
場所	—	—
関連様式	・被害チェックリスト(様式-5) ・災害時連絡先一覧(様式-6)	
課題	—	
訓練項目	—	

5-2-6 感染症の予防や拡大防止対策

道の駅復旧班は、道の駅勤務スタッフに対して、施設における感染症の予防や拡大防止対策を行うように指示する。

道の駅勤務スタッフは、従業員や来訪者の体調確認(検温等)や衛生管理(うがい、手洗い、消毒、マスク着用、咳エチケット等)の徹底、ソーシャルディスタンスの確保を行う。また、施設内の消毒や換気、消毒液や飛沫防止シートの設置を行うなど感染拡大防止のために必要な対策を講じる。

感染症への感染が疑われる体調不良者が発生した場合は、勤務スタッフは、当該体調不良者に対して速やかに帰宅を指示するとともに、道の駅復旧班に報告する。また、感染が疑われる者が使用した場所や接触した場所を重点的に消毒するとともに接触者の確認を行うなど、クラスターが発生しないように努める。さらに、感染が疑われる勤務スタッフには行政の通達に準じて受診等を行わせる。

表 30 感染症の予防や拡大防止対策における行動計画

業務名	6-1.感染症の予防や拡大防止対策	
業務の概要	健康管理や衛生管理、施設内の消毒等を徹底 感染疑い者*発生時の速やかな対応と感染拡大防止措置の実施	
目標時間	<ul style="list-style-type: none"> ■ 感染症の予防や拡大防止対策の実施 感染症流行期に定期的に実施 ■ 感染疑い者の速やかな帰宅、および、接触場所と接触者の確認 感染疑い者発生時、速やかに開始 ■ 施設内の消毒 感染疑い者発生時、速やかに開始 	
責任者 実施体制	道の駅復旧班	勤務スタッフ
実施内容	道の駅復旧班 ①感染症流行期、道の駅勤務スタッフに対して感染症対策の実施を指示する。 ②勤務スタッフから感染者または感染疑い者の報告を受け、勤務スタッフの健康状態を確認し、消毒場所の選定および消毒実施を指示する。 ③施設内でクラスターが発生した場合、必要に応じて救急救助を要請する。	
	勤務スタッフ ①道の駅復旧班からの指示に応じ、施設内の消毒や消毒液等の設置、三密防止や換気を実施する。感染症流行期には部門従業員の健康管理や衛生管理を徹底する。 ②感染流行期には、従業員の健康管理や衛生管理を徹底する。 ③感染疑い者が発生した場合は、速やかに帰宅指示を出し、道の駅復旧班へ報告する。 ④感染者または感染疑い者が使用した場所や触れた場所、および、接触者の調査を行う。 ⑤感染が疑われる勤務スタッフは、保健所へ連絡し、必要に応じて、検査を受診する。	
場所	消毒液設置箇所	施設入り口付近、1Fトイレ前、避難場所内
関連様式	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員緊急時連絡網(様式-1) ・各部門担当エリア図(様式-2) ・従業員の感染疑い事例発生時の対応フロー(様式-9) 	
課題	—	
訓練項目	—	

*「感染疑い者」とは、「感染症への感染を疑われる体調不良者」を示す。

6 持続的な改善に向けた取組

6-1 定期訓練

災害発生時に、重要業務が迅速かつ円滑に実施できるよう、定期的に訓練を実施するものとする。定期訓練は、本 BCP に基づいて、実際に安否確認や被害確認、情報伝達、資機材の起動・操作等の業務を実施する実動訓練とする。

定期訓練に際しては、連絡体制等の更新が必要なものを事前に更新したうえで実施する。以下に道の駅 BCP の運用体制を踏まえた定期訓練の例(道の駅 BCP 策定マニュアルより抜粋)を示す。

表 31 道の駅 BCP の運用体制を踏まえた定期訓練の例

項目	内容例
【支援連携の定期訓練】 「道の駅」設置者・道路管理者と、管理運営者が連携して実施する訓練	・設置者・道路管理者で有する防災資機材の起動・操作訓練 ・情報伝達訓練(内外連絡確認) 等
【行動連携の定期訓練】 管理運営者と社会インフラ機関、警察や消防等が連携して実施する訓練	・避難、消防訓練 ・情報伝達訓練(内外連絡確認) ・支援や活動スペース確保等の行動計画訓練 等
【管理運営者の定期訓練】	・職員を対象とした BCP 研修・確認 ・参集訓練 ・管理運営者が有する防災資機材の起動・操作訓練 ・安否確認等の行動計画訓練 等

また、訓練実施時は、意見交換等を実施し、問題点等の洗い出しを行い、本 BCP の改善に取り組む。



図 8 防災訓練後の意見交換会の様子

6-2 BCP の定期的な見直し

道の駅BCPの継続的推進を図るためには、計画策定時で終わりとするのではなく、計画としての実行性を高めていくため継続的に取組みをマネジメントしていくという視点が必要である。

本計画は、災害時における道の駅の業務継続の基本的な考え方を示すものであり、本計画及び各種防災マニュアルについて訓練を通じた検証を行い、継続的な改善に取り組む。

特に、施設への影響が考えられる災害被害想定の変更又は新たな事象や、地域防災計画をはじめとする関連計画及びマニュアルとの整合性、事務事業等の見直し、訓練や実際の災害対応を踏まえた新たな課題が明らかとなった場合等、必要性を考慮し進めていく。

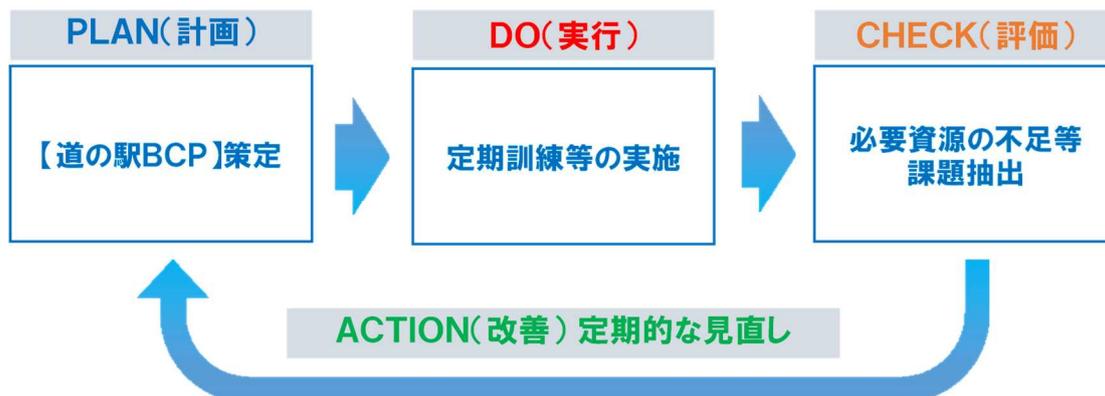


図 9 BCP の定期的な見直し (PDCA サイクル)

6-3 その他

本 BCP について、毎年度の訓練や災害発生時の振り返りを通して見直すものとする。また、想定されるハザードを設定した具体の重要業務の追加にも取り組むものとする。

推進体制(北海道開発局と北海道等)と連携して、BCP の PDCA サイクルを実施するものとする。

7 巻末資料

【参考資料】

- ・食料品などの販売再開に向けた連携体制の構築

【BCP 策定シート】

- ・策定シート表紙
- ・策定シート(様式-1)従業員緊急時連絡網
- ・策定シート(様式-2)各部門担当エリア図
- ・策定シート(様式-3)避難誘導経路図
- ・策定シート(様式-4)消火機材設置箇所図
- ・策定シート(様式-5)被害チェックリスト
- ・策定シート(様式-5)被害チェックリスト(状況記録図)
- ・策定シート(様式-6)災害時の連絡先一覧
- ・策定シート(様式-7)災害用設備配置図
- ・策定シート(様式-8)従業員の感染疑い事例発生時の対応フロー

【協定書類】

- ・(協定書等-1)『道の駅てしお』における協働事業に関する細目協定書
- ・(協定書等-2)「道の駅」てしおにおける災害時による協同事業に関する協定書

【防災資機材マニュアル】

- ・防災資機材マニュアル一式

【電気系統の整理】

- ・電灯設備図
- ・コンセント設備図

【災害情報提供シート】